

第1問（配点：35点）

次の（設例）を読んで、（問）に答えなさい。

（設例）

- 1 令和7年1月6日夜、V方が放火され、Vに仕事上の恨みを抱いていた元部下甲と乙が逮捕勾留された。甲は、黙秘したものの、乙が、甲と共謀による同放火事実を全面的に認めたため、甲は、以下の公訴事実で起訴された（乙は、分離起訴されている）。

【公訴事実】

「被告人甲は、乙と共謀の上、令和7年1月6日午後10時頃、X県X市（地番省略）所在のVが現に住居に使用している2階建家屋内において、(1)被告人甲が、同家屋1階居間に灯油をまいた上、(2)ライターで点火した布を投げ込んで火を放ち、その火を同家屋の壁、天井等に燃え移らせ、よって、同家屋を全焼させて焼損したものである。」

- 2 公判前整理手続においては、甲が「自分は、当日V方の玄関に居ただけだ。乙と共謀していない。当日ライターを持っていなかった。本件放火は、乙の単独犯行だ。」と主張したため、「甲の共謀及び放火への関与の有無」が争点とされた。
- 3 甲は、公判でも一貫して同様の主張をした。証人出廷した乙が公訴事実に沿う証言をした際、甲の弁護人は、甲に責任転嫁を図っているなどと弾劾尋問を行い乙の証言の信用性を争った。また同弁護人は、犯行当日ライターを持っていなかった甲が点火することはあり得ない旨の反証に努めた。ところが、ライター以外による、他の点火方法の可能性について、検察官は何も主張立証せず、また、裁判所も何も求釈明しなかったため、弁護人も何も反証しないまま結審した。
- 4 裁判所は、証拠調べの結果、甲の共謀は認められるものの、本件の事実関係については、以下の心証にとどまった。

【心証事実】

「被告人甲は、乙と共謀の上、令和7年1月6日午後10時頃、X県X市（地番省略）所在のVが現に住居に使用している2階建家屋内において、①被告人甲又は乙あるいはその両名が、同家屋1階居間に灯油をまいた上、②何らかの方法で火を放ち、その火を同家屋の壁、天井等に燃え移らせ、よって、同家屋を全焼させて焼損したものである。」

(問)

裁判所は、前記公訴事実に対し、格別の手続を経ないまま、下線部①②の記載を含む心証事実を「罪となるべき事実」として認定し、被告人甲に対し有罪判決をすることができるかについて論じなさい。

なお、罪となるべき事実の記載が判示として十分かについては論じる必要はない。

第2問 (配点：15点)

職務質問に伴う所持品検査の適法性について、関連条文を指摘した上で論じなさい。